

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

令和6年8月

お客様各位

平素より、当金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、令和3年6月に政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に基づき、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取組みを実施いたします。

お客様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の中止

(1) 実施日：令和6年10月1日（火）

(2) 内 容：令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手の代金取立受付を中止します。

※該当の手形等をすでにお持ちのお客様で代金取立を希望される場合は、令和6年9月30日（月）までにお取引店でお手続きください。

2. 手形用紙・小切手帳の交付廃止

(1) 実 施 日：令和7年7月1日（火）

(2) 内 容：手形用紙・小切手帳の交付を廃止します。※発行済みの小切手による払い戻しは引き続きご利用できます。

(3) 今後の予定：当座預金からの払出し手段である小切手の代替として専用の払戻請求書を制定する予定です。

3. 代替手段のご案内について

手形・小切手が持つ各種支払機能につきましては、以下のとおり代替手段がございます。お客様におかれましては、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

【手形・小切手の機能】

代金支払等につきましては、「電子記録債権（でんさい）」、「法人インターネットバンキング」、「法人クレジットカード」がご利用いただけます。

以上
熊本中央信用金庫